

佐野市土木工事における週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、土木工事における職場環境の改善の取組みとして実施する週休2日制工事の実施に関する事項を定めるものである。

(週休2日制工事)

第2条 週休2日とは、対象期間において、4週6休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とする。

2 対象期間は、現場着手日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（8月14日～16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

4 現場閉所の評価は、以下の現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）によるものとする。

(1) 4週8休以上の現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の場合とする。

(2) 4週7休以上の現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合が、25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満の場合とする。

(3) 4週6休以上の現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合が、21.4%（6日/28日）以上 25.0%未満の場合とする。

(対象工事)

第3条 佐野市が発注する工事（営繕工事を除く）のうち、以下を除くすべての工事を週休2日制工事の対象とする。

(1) 工期が1箇月未満の工事

(2) 緊急対応が必要な工事（応急仮工事、応急本工事等）や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

週休2日に取り組むことを発注者が指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除くすべての工事で、受注者が契約締結後工事着手日（工期の始期日）までに発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式とする。

2 前項の(1)及び(2)の各方式の適用基準は、以下の各号による。

(1) 発注者指定型

第3条に規定する対象工事のうち、以下のすべてに該当する工事は、発注者指定型として発注することを原則とする。

ア 当初工期が土木工事標準積算基準書（栃木県県土整備部）における土木請負工事標準工事日数（積み上げにより工事日数を設定した場合はその日数）以上を確保している工事。

イ 施工条件に制約が無く限られた期間で集中的な施工が不必要な工事。

(2) 受注者希望型

第3条に規定する対象工事のうち、前号(1)に該当しないすべての工事。

(受注者希望型の協議)

第5条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、第4条第1項(2)の工事着手日（工期の始期日）までに「様式-1」により、計画する現場閉所率を示したうえで、発注者に協議するものとする。

2 発注者は、前項の協議に対し、承諾する場合は、工事着手日（工期の始期日）までに「様式－２」により通知するものとする。

3 協議承諾された計画する現場閉所率は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないこととする。

（週休２日制工事の実施）

第６条 週休２日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等（現場閉所の計画及び履行実績、現場閉所率実績の記載があるもの）を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告する。また、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所日までに監督員へ報告するものとする。

なお、降雨や降雪等の自然的な事象、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、修正した「休日取得計画書及び実施書」を速やかに監督員に提出するものとする。

2 受注者は、週休２日制の効果や課題を整理するとともに、工事完了後、発注者が必要に応じて実施するアンケート調査等に協力するものとする。

（履行実績の確認）

第７条 受注者は、栃木県土木工事共通仕様書に定める履行報告に添付するとともに「休日取得計画書及び実施書」等により状況を監督員へ報告するものとする。また、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。

（発注者の配慮）

第８条 発注者は、受注者が円滑に週休２日制工事を実施できるように以下の事項に配慮するものとする。

（１）週休２日制工事の妨げになるような指示等を行わないものとする。

（２）受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。

（３）余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第9条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組みに対し、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

現場閉所率（現場閉所日数／対象期間）	発注者指定型	受注者希望型
4週8休（28.5％＝8日／28日）以上	3点	3点
4週7休（25.0％＝7日／28日）以上4週8休未満	減点なし	2点
4週6休（21.4％＝6日／28日）以上4週7休未満		1点
4週6休未満	－1点 （受注者の責の場合）	減点なし

※1 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は0.4であるため、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数となる。

※2 受注者希望型の場合の加点は、第5条の規定に基づき「様式－1」で示した、計画する現場閉所率以上を達成した場合のみ、計画する現場閉所率に応じた加点を行う。

(経費の補正)

第10条 経費の補正は、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、下表の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

2 市場単価方式における経費の補正は、現場閉所の履行実績に応じ、別表1・2・3に示すと通りの補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、発注者指定型（4週8休未満）及び受注者希望型（4週6休未満）の場合は補正しない。

3 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

(1) 発注者指定型

現場閉所率	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
4週8休未満	補正なし			

※ 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所の実績が4週8休に満たない場合は、補正分を減額して契約変更する。

(2) 受注者希望型

現場閉所率	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4 週 8 休以上	1. 05	1. 04	1. 04	1. 06
4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	1. 03	1. 03	1. 03	1. 04
4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	1. 01	1. 01	1. 02	1. 03
4 週 6 休未満	補正なし			

※ 1 受注者希望型の経費の補正は、「様式－ 1」で選択した目標とする現場閉所率によらず、現場閉所の実績により補正する。

※ 2 受注者希望型の経費の補正の積算は、当初設計では計上せずに、工事完了日までに補正して変更契約する。

(発注者指定型による発注手続)

第 1 1 条 発注者指定型で発注する場合は、発注者は、週休 2 日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

(その他)

第 1 2 条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(別表 1)

市場単価方式における経費補正係数

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防護網）		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.00

※ 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所の実績が4週8休に満たない場合は、補正分を減額して契約変更する。

(別表 2)

市場単価方式における経費補正係数（下水道工事関係）

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工事		1.03	1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
	機械施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
	機械施工	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工		1.05	1.03	1.01
小型マンホール工		1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.01	1.00
	取付管布設及 び支管取付工	1.02	1.01	1.00

※ 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所の実績が 4 週 8 休に満たない場合は、補正分を減額して契約変更する。

(別表 3)

土木工事標準単価方式における経費補正係数 (1 / 2)

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
区画線工		1.05	1.03	1.01
高視認性区画線工		1.04	1.03	1.01
橋梁塗装工		1.03	1.02	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04	1.03	1.01
	人力	1.05	1.03	1.01
コンクリートブロック積工		1.05	1.03	1.01
排水構造物工		1.05	1.03	1.01
鋼製排水溝設置工		1.05	1.03	1.01
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.03	1.02	1.01
	高所作業車	1.03	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.05	1.03	1.01
	高所作業車	1.05	1.03	1.01
連続繊維シート補強工	固定足場	1.05	1.03	1.01
	高所作業車	1.05	1.03	1.01
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.05	1.03	1.01
	高所作業車	1.05	1.03	1.01
漏水対策材設置工	固定足場	1.05	1.03	1.01
	高所作業車	1.05	1.03	1.01
防草シート設置工		1.04	1.02	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01	1.00
塗膜除去工		1.05	1.03	1.01
バキュームブラスト工		1.02	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.05	1.03	1.01
機械式継手工		1.05	1.03	1.01
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.04	1.03	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.02	1.01	1.00
FRP 製格子状パネル設置工		1.01	1.00	1.00

(別表 3)

土木工事標準単価方式における経費補正係数 (2 / 2)

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.05	1.03	1.01
支承金属溶射工		1.05	1.03	1.01
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.04	1.03	1.01

※ 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所の実績が 4 週 8 休に満たない場合は、補正分を減額して契約変更する。